

別記様式

北海道教育委員会教育長告示第70号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和5年8月25日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

(教育委員会所管分 その15)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数 提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>高校生留学促進事業                      高校生の保護者に対し、海外留学する高校生の留学費用の一部を留学支援金として支給することにより、高校生に国際的な視野を持たせる機会を確保し、海外の国との相互理解と友好親善に寄与することを目的とする。</p>	<p>留学生徒の保護者                      なお、留学生徒の範囲は次の1及び2の要件を満たしている生徒とする。                      1 原則10日以上1か月未満の留学をする者で、道内の国公私立の高等学校、中等教育学校（4年次から6年次まで）、特別支援学校高等部、高等専門学校（1年次から3年次まで）及び専修学校高等課程に在籍する生徒                      2 学校や地方公共団体又は民間団体等が主催するプログラムに、学校教育活動の一環として参加する生徒。ただし、学校単位での応募を原則とする。</p>	<p>留学にかかる経費のうち、次に掲げるもの                      1 自宅から留学先までの1往復分の交通運賃（空港税、燃油サーチャージ含む。）                      2 外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等                      3 出国手続諸費用                      4 査証・旅券取得手続諸費用                      5 海外傷害保険料                      6 寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用                      7 地方公共団体や民間団体等が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合、当該プログラム参加費に上記費用が含まれている場合は、その参加費                      8 その他教育長が必要と認める経費</p>	<p>定額6万円                      （補助対象経費の実支出額が6万円に満たない場合は、その額とする。また、寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>教育第28号様式                      教育第50号様式                      教育第51号様式                      別に指示する様式</p>	<p>教育第50号様式                      教育第52号様式                      別に指示する様式</p>	<p>1 提出部数 1部                      2 提出期限 別に指示する日                      3 提出先 北海道教育庁学校教育局高校教育課</p>	<p>教育長</p>	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p>